



日医発第 354 号（医経）

令和 7 年 5 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

経済産業省による令和 6 年度補正予算 省エネ補助金
の 2 次公募期間等について（情報提供）

標記の補助金については、令和 7 年 3 月 30 日付文書（日医発第 2239 号）にてご案内しているところです。

今般、当該補助金の 2 次公募の事業概要が公開され、2 次公募の期間が「令和 7 年 6 月 2 日（月）～7 月 10 日（木）」とされましたので、お知らせいたします。

省エネ補助金は、事業者向けに省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援するもので、4 つの類型（Ⅰ～Ⅳ）がある中で、「Ⅲ 設備単位型」が多く利用されています。

補助率は、事業の区分及び事業者の区分（「中小企業者等」「大企業」「その他」）によって 1/3 以内～2/3 以内です。

個人事業主（青色申告者に限る）及び、従業員が 300 人以下の医療法人は「中小企業者等」の取り扱いになります。従業員が 300 人超の医療法人は「その他」の取り扱いになります。詳細は公募要領をご確認ください。

対象設備等は、下記のホームページに掲載されています。

- ・省エネルギー投資促進支援事業費補助金（設備単位型）

<https://syouenhojyokin.sii.or.jp/34business/>

- ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

<https://syouenhojyokin.sii.or.jp/124business/>

なお、医療機関、介護施設等の活用事例としては、「高効率空調」、「高性能ボイラ」「業務用給湯器」「制御機能付き LED 照明器具」などがございます。活用事例は、<https://sii.or.jp/cutback/example/search> で検索することができます。また、日医発第 2239 号には業種「医療・福祉」で検索した事例集もご参考として添付しております。

その他、省エネルギー診断事業として、中小事業者等が 1 設備 5,720 円などの

料金で専門家による省エネ診断を受けられる事業もあり、詳細は下記特設サイトで公開されています。医療法人の場合、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所が対象となります。

- ・省エネ診断事業

<https://shoeshindan.jp/>

申請についてのご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

<一般社団法人 環境共創イニシアチブ>

受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| (I) 工場・事業場型 | (a)先進枠 03-5565-3840 |
| | (b)一般枠・中小企業投資促進枠 03-5565-4463 |
| (II) 電化・脱炭素燃転型 | 03-5565-3840 |
| <u>(III) 設備単位型</u> | ナビダイヤル 0570-039-930 |
| | IP 電話から 042-303-0420 |
| (IV) エネルギー需要最適化型 | 03-5565-4773 |

- | | |
|----------|----------------------|
| ・省エネ診断事業 | ナビダイヤル 0570-000-680 |
| | IP 電話から 042-303-0413 |

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・事業概要 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（二次公募）
- ・事業概要 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（二次公募）
- ・事業概要 令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（省エネ診断）

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

二次公募	公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2026年1月31日(土)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2027年1月31日(日)まで



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザー名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(Ⅲ) 設備単位型

【FAXダイヤル】 **0570-039-930**

【IP電話からの問い合わせ】 **042-303-0420**

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

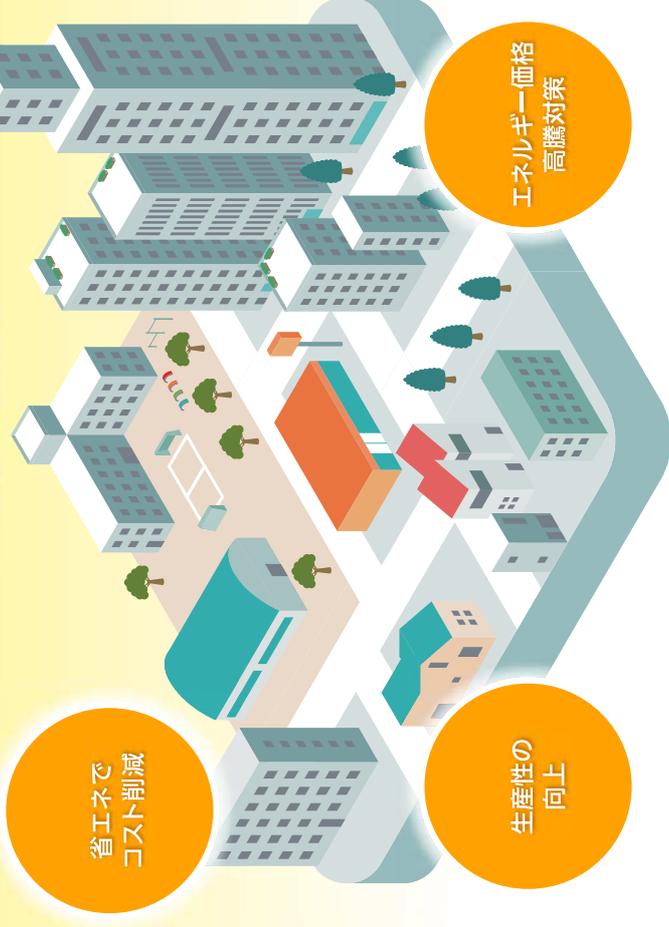
【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

2次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**1/3**以内 補助金額の上限:**1億円**/事業全体
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)

支援対象となる2つの事業区分

(Ⅲ) 設備単位型

◎指定設備 (SIIが算定する設備として登録及び公表したものを導入)

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

◎EMS (エネルギーマネジシステム)機器の導入

※(Ⅰ)工機・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素型、(Ⅲ)エネルギー需要最適化型(単独)の申請は、「省エネルギー投資促進・需要情報収集支援事業補助金」に申請してください。

一般社団法人
SII 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を2つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(Ⅲ) 設備単位型
事業要件	<p>省エネ効果が高い高効率な設備(◎指定設備)の導入</p> <p>SIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">エネルギーリデュース設備</p> <p>① 高効率空調(エアコン等) ② 変圧器 ③ 印刷機 ④ タイムスタマシ</p> <p>② 高効率LED照明器具 ④ 冷凍冷蔵設備 ⑤ 印刷機 ⑥ プラスチック加工機械 ⑦ アイス機械 ⑧ タイムスタマシ</p> <p>③ 産業用モーター ⑤ 電気工業炉 ⑥ 産業用モーター ⑦ プラスチック加工機械 ⑧ アイス機械 ⑨ 印刷機 ⑩ タイムスタマシ</p> </div> <p>上記に登録しない「その他」が認められた高効率な設備として指定した設備も対象となる。</p>
省エネルギー効果の要件 ^{*1}	<p>原油換算量ベースで、更新範囲内において</p> <p style="text-align: center;">以下いずれかの要件を満たす事業</p> <p>省エネ率:10%以上</p> <p>省エネ量:1k以上</p> <p>経費当たり省エネ量:1k/千万円以上</p>
補助対象経費	<p>※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIが指定するフォーマットで作成)</p> <p>設備費</p>
補助率	<p>1/3以内</p>
補助金額限度額	<p>1億円/事業全体</p> <p>30万円/事業全体</p>

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	<p>④ EMS</p> <p>(エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入</p> <p>SIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業</p>
設計費・設備費・工事費	<p>1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>1億円/事業全体</p> <p>30万円/事業全体</p>

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて

(Ⅲ) 設備単位型に、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型を組み合わせて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金額限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型の単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金に申請してください。

(Ⅲ) 設備単位型

+

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

複数年度事業(2年度事業)活用のご案内

従来の設備単位型(◎指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、在庫債務負担行為を活用し、複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。

■ 間接補助事業の事業実施期間

【参考】従来の設備単位型

複数年度事業では工期できなかつた省エネ効果の高い大型設備が支援可能となる

複数年度事業の活用の場合

複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

(Ⅲ)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の測定データ等を用いて省エネルギー効果報告ができること。(Ⅳ)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。

*1 1年間のエネルギー消費量を公表することとを要件とする。

*2 7年度公表分の開示シートを公表することとを要件とする。

*3 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合同会社、合資会社、有限会社)以外の法人(医師法人、社会福祉法人、NPの法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

*4 大企業等とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(中小企業者)、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満すこと)

・「Sクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書(特定第4次事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気消費率)を評価原単位の「ベンチマーク」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク」指標の見込み(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

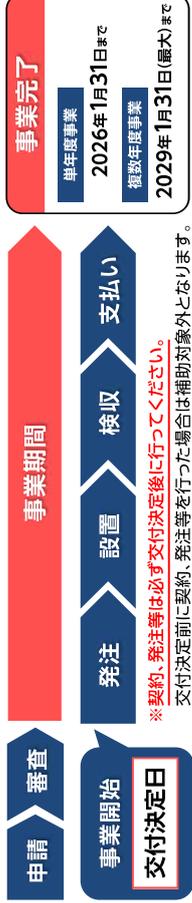
*4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医師法人、社会福祉法人、NPの法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

二次公募	公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2026年1月31日(土)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2029年1月31日(木)まで



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザー名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I)工場・事業場型	のうち 先進枠	03-5565-3840
(II)電化・脱炭素燃焼型	のうち 一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
(W)エネルギー需要最適化型		03-5565-3840
		03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

2次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**2/3**以内 補助金額の上限:**15億円/年度**
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)

支援対象となる3つの事業区分

(I)工場・事業場型
③先進設備 システム、④オーダークラウド型設備、
⑤固定設備の導入

(II)電化・脱炭素燃焼型
⑥指定設備のうち、電化や脱炭素目的の燃料転換を行う設備等の導入

(W)エネルギー需要最適化型
⑦EEMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

※(II)設備単位の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に申請してください。

設備を診断して光熱費削減



省エネ診断



省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目の提案をします。

また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組を一緒に進めていくためのサポートをします。

※価格は税込みです。

1 ウォークスルー診断

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。



5,720円～48,840円

※診断を希望する設備の規模や設備種別数、年間のエネルギー使用量等に応じて変動

2 IT診断

計測機器で取得したデータを活用し、設備やプロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、省エネ対策を提案します。

22,000円～55,000円程度

※支援内容に応じて設定、最大220,000円



3 伴走支援

更新設備の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。



11,000円～22,000円程度

※支援内容に応じて設定、最大48,840円

支援活動の流れ

お申込み
特設WEBサイトからお申込み

事前ヒアリング
貴社のニーズや支援活動に必要な情報を確認

※ 打ち合わせを実施する場合もございます

支援活動実施
現地で専門家による支援活動を実施

※ 複数回実施する場合もございます

報告会
診断・伴走支援の報告をもって支援活動完了

省エネ診断・伴走支援を受けた方々の声

- 専門家の視点での確かなアドバイスをもらい、今後の省エネ取組のイメージが持てた。
- 投資0円ですぐに始められる省エネ提案もあり、取組みやすかった。
- 補助金申請の相談にも気軽に乘ってもらえた。
- 現状の取組みの定量的な評価により、何に注力して取組むべきか明確になった。

■ 料金（税込）

まずは気軽に診断を受けてみたい方におすすめ！

ウォークスルー診断

① 設備単位プラン

設備単位プラン
※最大2設備まで組合せ可能です

ご負担額（税込）
5,720円/設備

設備単位プランの対象設備



空調設備



照明設備



ボイラ
・給湯器



工業炉



受変電設備



冷凍冷蔵
設備



コンプレッサ



生産設備



給排水
・排水処理



デマンド

② 工場・事業所全体プラン

診断プラン	ご負担額（税込）	年間エネルギー使用量	延床面積	事業所の規模
300kl 診断プラン	15,290円	 300kl以下	 1,000㎡以下	—
1,500kl 診断プラン	21,010円	 300kl超 ～1,500kl以下	 1,000㎡超 ～2,000㎡以下	 or 2棟以上又は 4階建て以上
3,000kl 診断プラン	26,840円	 1,500kl超 ～3,000kl以下	 2,000㎡超 ～5,000㎡以下	 or 3棟以上又は 7階建て以上
カスタム 診断プラン	26,840円超 ～48,840円	 3,000kl超	 5,000㎡超	 or 4棟以上又は 10階建て以上

年間エネルギー使用量/延床面積/事業所の規模は、いずれか1つを満たしていれば当該プランをご利用いただけます。
詳細は診断機関にお問い合わせください。

I T 診断

データを活用して、効果的な省エネ対策を実施したい方におすすめ！

ご負担額
（税込）

22,000円～55,000円程度
（最大220,000円）

伴走支援

省エネ診断後も継続的にフォローを受け、確実に成果を出したい方におすすめ！

ご負担額
（税込）

11,000円～22,000円程度
（最大48,840円）

診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。

- 中小企業基本法に定める中小企業者
 - 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所（※）
- ※ 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「協同組合」等をいう。

省エネ診断・伴走支援の詳しい情報・お申込みはこちらから！

詳細URL

<https://shoeneshindan.jp/>

ナビダイヤル

0570-000-680 ※IP電話からのお問い合わせ 042-303-0413

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）

